

国の総量規制基準設定方法の概要

1 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(告示)について

平成 28 年 9 月 5 日に、国は「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」を告示したが、その告示には以下の事項が定められている。

- ・ 総量規制基準に係る業種その他の区分(以下「業種等区分」という。)
- ・ 業種等区分ごとの範囲(以下「C 値範囲」という。)としての上限值と下限値  
関係都府県は、業種等区分ごとに上限値と下限値の範囲内でC 値を定めることとなっている。

2 第 8 次総量規制基準値の設定方法

第 8 次総量規制基準値の算式は、7 次総量規制時と同様に次のとおりとされた。また、業種等区分(215 区分)、時期区分(COD は 3 段階、窒素含有量(以下「窒素」という。)及びりん含有量(以下「りん」という。))は 2 段階)についても第 7 次の区分を継続することとされた。

$$\begin{aligned} \text{C O D} & \quad L_c = (C_{co} \times Q_{co} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{cj} \times Q_{cj}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \\ \text{窒 素} & \quad L_n = (C_{no} \times Q_{no} + C_{ni} \times Q_{ni}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \\ \text{り ん} & \quad L_p = (C_{po} \times Q_{po} + C_{pi} \times Q_{pi}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \end{aligned}$$

Q : 表 1 の時期区分別の特定排水<sup>(注)</sup>の水量(単位: m<sup>3</sup>/日)

C : 表 1 の時期区分の水量ごとに、環境大臣が定める業種等区分ごとの C 値範囲内において知事が定める値(単位: mg/L)

(注) 特定排水: 排水のうち、専ら冷却用、減圧用等、汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。

表 1 Q (特定排水の量) の時期区分

時期区分別水量	C O D	窒素	りん
S55.6.30 以前の水量	Q <sub>co</sub>	Q <sub>no</sub>	Q <sub>po</sub>
S55.7.1 ~ H3.6.30 に増加した水量	Q <sub>ci</sub>		
H3.7.1 ~ H14.9.30 に増加した水量	Q <sub>cj</sub>	Q <sub>ni</sub>	Q <sub>pi</sub>
H14.10.1 以降に増加した水量			

指定地域内の事業者が水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置届出等を行う際、COD、窒素及びりんについては業種等区分別の水量等を届出書に記載することとされており、その届出最大水量を用い、上述の算式により総量規制基準値が計算される。

### 3 第8次総量規制基準の第7次からの変更点

#### (1) 水域区分

- ・ 第7次における水域区分は、「東京湾、伊勢湾及び大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」の2区分であった。
- ・ 第8次における水域区分は、「東京湾及び伊勢湾」、「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」の3区分とされた。

#### (2) C値範囲

- ・ 第8次においては、CODについては「東京湾及び伊勢湾」及び「大阪湾」のC値範囲を検討することとされた。また、窒素及びりんについては、「東京湾及び伊勢湾」のC値範囲を検討することとされた。  
 「大阪湾」の窒素及びりん、「大阪湾を除く瀬戸内海」のCOD、窒素及びりんのC値範囲は第7次からの変更なしとされた。
- ・ 表2の観点から見直し検討を行う業種等区分を抽出し、C値範囲の見直し検討がなされた結果、表4の業種等区分についてC値範囲が見直された。
- ・ 第8次のCOD、窒素及びりんに関するC値範囲は別表1～3のとおりである。

表2 見直し検討を行う業種等区分の抽出

抽出の観点	抽出の条件	見直し方法
現状より悪化させない観点	C値範囲の上限値が都府県が定めたC値の最大値より大きい業種等区分	都府県が定めたC値の最大値まで上限値を引き下げる。
これまでのC値範囲の設定を踏まえた観点（C値範囲の強化実績、既存施設と新增施設との比較）	CODについては第1次から第7次まで、窒素及びりんについては第5次から第7次まで、C値範囲が変更されていない業種等区分	平成26年度における当該業種の負荷量最大日濃度の95%値が、Coの上限値未満又は都府県が定めたCoの最大値未満の場合は、負荷量最大日濃度の95%値までCoの上限値を引き下げる。
	既存施設と新增設に係るC値の範囲の設定の差が大きな業種は（上限値の比率が2.0を超えるもの）	

なお、～に該当する業種等区分であっても、以下のいずれかに該当する場合は、見直しの検討対象から除いた。

- ・ 平成26年度実績において、特定施設の設置等の届出のない業種等区分
- ・ 整理番号232の業種等区分（いずれにも分類されないもの）
- ・ Co、Ci、Cjの上限値が各項目で設定可能な下限値の最低値にC値の範囲の幅を加えた値（COD：15mg/L、窒素：15mg/L、りん：1.5mg/L）に設定されている業種等区分

表3 C値の範囲の幅等

	COD	窒素	りん
設定最低単位	5mg/L		0.5mg/L
C値の範囲の幅 (上限値と下限値の差)	10mg/L 以上 ただし、下限が 10mg/L の場合は 5mg/L 以上		1mg/L 以上 ただし、下限が 1mg/L の場合は 0.5mg/L 以上
下限値の最低値	10mg/L		1mg/L
C値の範囲間 の関係	Ci 及び Cj Co かつ Cj Ci	Ci Co	

表4 C値範囲が見直された業種等区分数（全215区分）

項目	C値の区分	区分数
COD	Cco	8
	Cci	5
	Ccj	6
窒素	Cno	5 1
	Cni	3 4
りん	Cpo	5 2
	Cpi	3 1

見直し内容は、上限値の引き下げ。